

地域医療再生計画の概要

1 地域医療再生計画の策定趣旨

二次医療圏を基本とする地域において、医療機能の強化をはじめ、医師確保対策、救急医療や周産期医療など、地域における医療課題を解決するため、平成21年度から平成25年度までを計画期間とする「地域医療再生計画」を策定する。

2 計画期間

平成22年1月8日～平成26年3月31日

3 基金事業の内容

(1) 地域医療再生計画と基金事業

特に解決すべき課題を有する第二次医療圏において、地域医療再生計画を策定し、当該圏域の課題解決のための基金事業を掲載することを基本。全道域で執行した方が効率的な基金事業についても併せて掲載。

(2) 計画策定数

各都道府県2本ずつの計94本を策定(1計画あたりの基金額は25億円。)

(3) 道の計画策定状況と交付決定

全21医療圏中20医療圏から事業計画案が提出され、外部の委員会の意見を聴取のうえ、7圏域を選定し、次のとおり優先順位を付して、国へ計画案を提出したところ。

12月18日に①北網と②南檜山の2圏域について国から交付の内示があったことから、当該2圏域について地域医療再生臨時特例交付金の交付申請を行い、1月中に同交付金の交付決定が行われる見込み。

①北網 ②南檜山 ③上川北部 ④日高 ⑤後志 ⑥宗谷 ⑦遠紋

4 再生計画の概要

全 体 50億円	
<全道域事業 24億円> 全道域事業として、地域医療の確保に効果が高く、北網・南檜山地域を含め全道的に波及効果が見込まれる事業を盛り込む	
<地域事業 14億円> ○周産期医療体制整備事業 ○遠隔画像診断システム等整備事業 ○循環器呼吸器診療機能強化整備事業 など	<地域事業 12億円> ○ITネットワーク化推進事業 ○周産期医療体制整備事業 など
北網地域 25億円	南檜山地域 25億円